

第 3 3 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 9 月 7 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

- － 議 事 日 程 －
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 報 告
 - 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 報告(報告第125号から第128号)
 日程第4 議事(議案第110号から第112号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
 委員の現在数 25名

出席委員(22人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
10 番	舟木 康眞	11 番	帯刀 眞理子
12 番	土合 正夫	13 番	山本 克伸
14 番	森 敏朗	16 番	宮下 勉
18 番	山谷 孝芳	19 番	佐伯 瑞穂
20 番	樋上 豊	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

欠席委員(3人)

9 番	石庭 文男	15 番	進藤 久司
17 番	村上 利之		

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 125 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 126 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について
報告第 127 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 128 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 110 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 111 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 112 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫 主 査 青木 克憲
主 査 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 7 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 3 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 －

議長（舟木会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「2 番 横山委員」「3 番 松山委員」をそれぞれ指名します。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第１２５号の説明） －

議長（舟木会長）

報告第１２５号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

－ （報告第１２６号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１２６号農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第127号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第127号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

永森委員

2番の案件は使用貸借権の設定となっているが、設定期間はどれだけか。また、期間の満了後はどうするのか。

事務局（青木）

設定期間は〇〇年となっている。期間満了後については、権利を戻すのか、所有権を移転することになると考えられる。

議長（舟木会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第１２８号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第１２８号農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑がなしと認めます。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（舟木会長）

次に日程第４、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１１０号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第１１０号農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の７ページをご覧ください。

今回は７件ございます。

【議案第１１０号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（舟木会長）

1 番の案件について、〇〇から〇〇まで行って耕作をされるのか。

事務局（青木）

〇〇の構成員となって耕作すると聞いている。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第 1 1 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第 1 1 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

－ （議案第 1 1 1 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 1 1 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

議案書 8 ページの議案第 1 1 1 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 5 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 1 号を議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 1 1 1 号の 1 番について、進藤委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。

事務局（青木）

議案第１１１号の１番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇業を営んでいます。

現在、既存地を会社のメイン操業地として利用していますが、取り扱う土砂の種類や量が増えてきたため、大型車両の旋回スペースや通路にも土砂を置かざるを得ない状況であり、作業が不効率になっています。また、既存地には、所有するダンプ４台の駐車スペースがありません。

今後もし取り扱う土砂の種類や量が増えることが予想され、また、ダンプ４台の駐車スペースを確保するため、新たな資材置場を検討したところ、既存敷地に隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第１１１号の２番及び３番について、樋上委員から説明をお願いします。

樋上委員

議案第１１１号の２番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇を営んでおり、借家に妻と長女と居住しています。

借家は老朽が著しいため、建て替えのために所有者に買取の打診をしましたが断られました。また、実家敷地には住宅を新たに建設するスペースがありません。

このことから、居住地周辺で住宅建築の候補地を検討したところ、申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、議案第１１１号の３番について説明します。

申請人は〇〇市内で農業を営んでいます。

申請地は平成〇〇年に競売で取得し、農機具格納庫として農地転用を行ったと認識し、現在に至っております。

このたび、住宅建築の手続を進める上で調査したところ、農機具格納庫の敷地が違法状態であることが分かり、今回、是正の申請を行うものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第１１１号の４番については、私から説明します。

議案第１１１号の４番について説明します。

申請人は〇〇市内の実家で両親、妻、子と居住しています。

今年の〇月に子どもが生まれ、住宅が手狭になることから、新たに住宅を建築することとなりました。申請地は小学校や保育園も近く、育児環境が整っています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 1 1 1 号の 5 番について、水上委員から説明をお願いします。

水上委員

議案第 1 1 1 号の 5 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇及び〇〇を業としています。

現在、自社の請負工事現場から発生するコンクリートやアスファルトの廃材は他社に引き取ってもらい処理しています。

このたび、申請地に産業廃棄物中間処理施設を建設し、処理したコンクリート廃材は再生砕石として、また、アスファルト廃材はアスファルト合材として再利用する計画です。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

横山委員

4 番の案件について、住宅敷地の目的で〇〇㎡の転用であるが、この面積で住宅が建築できるのか。

事務局（青木）

隣接する宅地と合わせて建築すると聞いている。

議長（舟木会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 1 1 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 1 1 1 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに

送付することに可決されました。

－ （議案第 1 1 2 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 1 1 2 号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、私に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

前田職務代理

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

前田職務代理

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

前田職務代理

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 1 1 2 号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

前田職務代理

挙手全員であります。

よって、議案第 1 1 2 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 3 3 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 1 2 分

その他協議・報告事項

令和 2 年度農地利用状況調査の提出について（未提出の方）

農地利用最適化推進活動報告書（個表）の提出について（未提出の方）

農業委員会組織による「令和 2 年 7 月豪雨災害義援金」の募集について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 10 月 6 日（火）午後 2 時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

その他

- ・農地中間管理事業が見直され、より利用しやすくなりました！

議 長

署名委員

署名委員

第三十三回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年九月八日
至 令和二年九月三十日